義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書

令和3年12月1日

		目	次	
第1	はじめに			3
第2	指定規則及び指導ガイドライ	ンの教育内容と	単位数の見直しについて	4
	1. 基本的考え方			
	2. 改正の内容			
第3	臨床実習の在り方について			6
	1. 基本的考え方			
	2. 改正の内容			
	(1) 臨床実習の1単位の時	間数について		
	(2)臨床実習の1単位の調	整期間について		
	(3) 臨床実習の中で実施す	る教育内容につ	いて	
	(4) 臨床実習指導者の要件	に関する事項に	ついて	
第4	その他について			7
	1. 養成施設に備えるべき備	品等の見直しに	ついて	
	(1)基本的考え方			
	(2)改正の内容			
第5	適用時期について			7
第6	今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			8
	(1) カリキュラムとして定め	る総単位数		
	(2) 臨床実習の実施体制			
	(3) 臨床実習の中で実施する	教育内容		
	(4) 臨床実習指導者の要件			
第7	おわりに			9
(参:	考)義肢装具士学校養成所カリ	キュラム等改善	検討会	10
	構成員名簿・検討会開催	状況		
	•			

(略称)

「法」:義肢装具士法(昭和62年法律第61号)

「令」:義肢装具士法施行令(昭和63年政令第23号)

「施行規則」:義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)

「指定規則」:義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・厚生省令第3号)

「指導ガイドライン」:義肢装具士養成所指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331年20日 日本 27年3月31日医政発0331年20日 日本 27年3月31日医政発0331

第32号厚生労働省医政局長通知)

第1 はじめに

義肢装具士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、法第 14 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校(以下「文科大臣指定校」という。)及び都道府県知事が指定した義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)(以下「文科大臣指定校」と「養成所」を合わせて「指定学校養成所」という。)等で義肢装具士として必要な知識及び技能を修得する必要がある。

指定学校養成所については、同条第1号の規定により同施設で3年以上の教科課程を修了した場合の他、学校教育法に基づく大学、高等専門学校、旧大学令に基づく大学、施行規則第13条で定める学校、文教研修施設、養成所において1年(高等専門学校にあっては4年)以上修業して厚生労働大臣が指定する科目を修めた者で、指定学校養成所で2年以上の教科課程を修了した場合、法第14条第2号の規定により受験資格を取得することができる。1

指定学校養成所については、指定規則において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。また、養成所については、これに加えて、指導ガイドラインにおいて、教育の目標などの詳細な事項が規定されている。

指定規則については、昭和63年の資格創設時に教育科目と各時間数が定められ、平成16年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入などカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われておらず、指導ガイドラインについても、平成27年に通知されて以降、改正は行われていない。

この間、国民の医療ニーズの増大と多様化による業務の拡大、デジタル技術及び工学技 術の臨床での活用などによる、義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴い、求められる教育 が変化している。

これらの環境の変化に対応するため、養成所の教育内容の見直しや臨床実習の充実等による義肢装具士の質の向上が求められている。

特に、臨床実習においては、上記のような変化に加えて、現在の臨床実習受入先(以下「臨床実習施設」という。)が装具に特化した企業ばかりで義肢は扱っていない企業等も

¹ 指定学校養成所については、法第14条第1号の規定により同学校養成所で3年以上の教科課程を修了した場合の他、保育士、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士の学校又は養成所若しくは高等学校、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校において1年(高等専門学校にあっては4年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目(告示100号)を修めた者で、指定学校養成所において2年以上の教科課程を修了した場合(法14条第2号)、職業能力開発促進法施行規則に規定する一級に合格した者又は二級に合格した者のうち、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学、保育士、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士の学校又は養成所、高等学校、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校若しくは公共職業能力開発施設において6か月以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目(告示100号)を修めた者で、2級合格後、5年以上義肢装具の製作に従事した経験を有するものにおいて指定学校養成所において2年以上の教科課程を修了した場合(法14条第3号)に受験資格を取得することができる。

あり、実情を鑑みると臨床実習として義肢学、装具学、福祉用具学に分けた専門的な教育が困難になるケースや、義肢装具士特有の業務形態(義肢装具関連施設から患者のいる医療提供施設へ移動し、義肢装具の採型・採寸、適合を行い、その情報を持ち帰って製作又は製作委託を行う。)のもとで学生指導を行うことから、実習指導者の時間外勤務とともに臨床実習で遅くまで指導を受けるケースが生じており、その在り方について見直しを行うことが求められている。

これらを踏まえ、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い義肢装具士を養成することを目的として、カリキュラムの改善、臨床実習の質の向上と学生の過度な負担をなくすための配慮などの臨床実習の在り方等も含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで3回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

第2 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて

1. 基本的考え方

義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴い、義肢装具士の養成に必要な教育内容と教育 目標及びその単位数について検討を行った。

現行法の業務範囲における教育内容の見直しに当たっては、診療技術の進歩とともに デジタル技術及び工学技術の臨床での活用を踏まえた教育となるよう、現行の 93 単位 の教育内容、教育目標及びその単位数の見直しを図った。

2. 改正の内容

総単位数は、現行の 93 単位に必要な教育内容を追加し、100 単位以上とする。 見直しの内容は以下のとおりであり、教育内容及び単位数は別添 1 [指定規則別表第 1]、教育目標は別添 2 [ガイドライン別表 1] のとおりとする。

専門基礎分野 現 行:(法第 14 条第 1 号) 36 単位 → 見直し: 36 単位

現 行:(法第14条第2号)29単位 → 見直し:29単位

現 行:(法第14条第3号)21単位 → 見直し:21単位

① 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

現 行:(法第14条第1号)8単位 → 見直し:9単位

現 行:(法第14条第2号)6単位 → 見直し:7単位

現 行:(法第14条第3号)6単位 → 見直し:7単位

褥瘡や潰瘍、火傷等の皮膚疾患を併発している部位への装具療法や、車椅子並びに座位保持装置の適合における形成外科学及び皮膚科学に関する知識を加味した学習とする。

② 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

現 行:(法第14条第1号)5単位 → 見直し:4単位

現 行:(法第14条第2号)5単位 → 見直し:4単位 現 行:(法第14条第3号)5単位 → 見直し:4単位

「福祉用具」に関する内容としてこれまで教授していた車椅子・座位保持装置等や、福祉用具の製作・適合を含む知識と技術を本分野から除外し、専門分野の中で「応用義肢装具学」を再区分して新設する「福祉用具学」に統合させて系統立てた学習とする。

専門分野 現 行:(法第14条第1号)43単位 → 見直し:50単位

現 行:(法第14条第2号)43単位 → 見直し:50単位

現 行:(法第14条第3号)24単位 → 見直し:31単位

① 基礎義肢装具学

現 行:(法第 14 条第 1 号) 19 単位 \rightarrow 見直し:17 単位 現 行:(法第 14 条第 2 号) 19 単位 \rightarrow 見直し:17 単位 現 行:(法第 14 条第 3 号) 10 単位 \rightarrow 見直し:9 単位

「基礎義肢装具学」として義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統立てた義肢 装具の採型・製作及び適合を行うことができる基礎的な能力を養うために必要な教 育の範囲とする内容と時間の配分を見直す。

また除外対象とした分野別専門科目は、「応用義肢装具学」を再区分して新設する「義肢学」、「装具学」、「福祉用具学」に統合させて質と量の充実を図り、系統立てた学習とする。

② 応用義肢装具学

現 行:(法第14条第1号)20単位 現 行:(法第14条第2号)20単位 現 行:(法第14条第3号)11単位

⇒ 義肢学

→見直し: (法第 14 条第 1 号) 8 単位 →見直し: (法第 14 条第 2 号) 8 単位 →見直し: (法第 14 条第 3 号) 4 単位

⇒ 装具学

→見直し: (法第 14 条第 1 号) 12 単位 →見直し: (法第 14 条第 2 号) 12 単位 →見直し: (法第 14 条第 3 号) 7 単位

⇒ 福祉用具学

→見直し: (法第 14 条第 1 号) 3 単位 →見直し: (法第 14 条第 2 号) 3 単位 →見直し: (法第 14 条第 3 号) 2 単位

デジタル技術の飛躍的な進歩と実用化により、これまで以上に範囲の広い義肢、 装具、福祉用具全般の知識と技術が求められていることから、義肢、装具に関す る応用的な科目を「義肢学」、「装具学」、「福祉用具学」に再区分し、質と量の充 実を図り、系統立てた学習とする。

③ 臨床実習

現 行: (法第 14 条第 1 号) 4 単位 → 見直し: 10 単位 現 行: (法第 14 条第 2 号) 4 単位 → 見直し: 10 単位

現 行:(法第14条第3号)3単位 → 見直し:9単位

医療福祉の高度化に伴って義肢装具士を取り巻く環境が大きく変化し、義肢装具士業務の在り方や臨床において必要な態度、技能、知識の使い方を、臨床実習のなかでより多く実践的に学ぶことが求められるようになったことから、実情に合わせて4単位から10単位に引き上げる。

また、4単位以上は義肢装具関連施設(リハビリテーションセンターや病院の義 肢装具部門等を含む。)で行い、そのうち1単位以上は医療提供施設において行う こととし、福祉用具部門等の義肢装具以外の実習に偏ることがないよう臨床実習の 実施内容に各養成所の共通項目を設ける [指定規則]。

第3 臨床実習の在り方について

1. 基本的考え方

第1において述べたように、義肢装具士を取り巻く環境の変化から臨床実習の実施にあたり、より実践的なものとなるよう、求められる実習範囲が拡大している一方、現在の臨床実習施設が装具に特化した企業に偏っている状況にある。また、義肢装具士特有の業務形態のもとで学生指導を行う必要があることから、結果として1日の中で行われる指導が長時間となっている実情にある。

加えて臨床実習として指導する期間については、養成所と臨床実習施設の間で1単位を1週間とする暗黙的な取り扱いがある一方、実習時間は臨床実習施設の裁量にすべてを要ねる場合が多く、学生個々で時間が異なっている実情にある。

これら実情を踏まえた上で、指導体制の改善を図りつつ質の高い義肢装具士の養成ができるよう臨床実習の1単位の時間数や調整期間、実施内容、指導者の要件など、臨床 実習の在り方について検討を行った。

2. 改正の内容

と・以止の779年

(1) 臨床実習の1単位の時間数について

学生の過度な負担を避けつつ指導の質を担保できるよう、現行の臨床実習1単位の時間数²について、臨床実習1単位の計算方法を見直し、臨床実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習指導者との実習の講評や実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とする「指定規則」。

² 臨床実習については、1 単位を 45 時間の実習をもって計算すること。(義肢装具士養成所指導ガイドライン 4(3))

(2) 臨床実習の1単位の調整期間について

先に述べた通り、臨床実習施設の業務形態に依存した臨床実習であるがために実習指導者の勤務形態に左右されることになり、1日の中で行われる指導は連日において実習指導者の業務時間外まで続くことも多く、安心安全な臨床実習を行う意味合いから学生の過度な負担への配慮をしつつ、義肢装具士特有の業務形態に対応できるよう(1)の時間数は2単位が2週間に収まることを目安に調整する[指定規則]。

(3) 臨床実習の中で実施する教育内容について

実習内容に偏りが起きないよう臨床実習 10 単位に含める内容(義肢装具関連施設で行う実習4単位以上、そのうち、医療提供施設で行う実習1単位以上)の他、指導時間の上限を設けることに伴う質の低下を防ぐため、医療提供施設で患者の下で行う臨床業務について、指導内容の理解度を補う取り組みとして、臨床実習施設から医療提供施設への往復にかかる時間の活用等も考慮に入れた実習指導者による臨床業務の講評を必須として定める[指定規則]。

(4) 臨床実習指導者の要件に関する事項について

実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験を有する者、又は福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者であって、十分な指導能力を有する者であることに加え、福祉用具専門分野において実習指導者となるものは、厚生労働省の定める要件(別添3[通知]) を満たす臨床実習指導者講習会を修了したものであることとし[指定規則]、義肢装具士として実習指導者となるものは、同講習の修了者であることが望ましいこととする[ガイドライン]。

第4 その他について

1. 養成所に備えるべき備品等の見直しについて

(1)基本的考え方

教育内容の見直しを踏まえ、養成所において備えるべき備品等について検討を行った。

(2) 改正の内容

上記の考え方を踏まえ、標準整備品目の台数を見直すとともに、教育上、追加が必要となる品目は別添2 [ガイドライン-別表2] のとおりとする。

第5 適用時期について

今回の見直しについては、義肢装具士を取り巻く環境の変化等に早急に対応する必要性を踏まえつつ、養成所における体制整備及び学生募集などを考慮し、新カリキュラムの適用時期は、法第14条第1号は令和6年4月の入学生から、法第14条第2号は国家試験の改正時期を合わせることを念頭に令和7年4月の入学生から、法第14条第3号も同条第2号と同様に令和8年4月の入学生からとすることが妥当と考える。

第6 今後の課題

今回の見直しについては、質の高い義肢装具士を養成するため大幅な見直しを行うものであり、新カリキュラムの適用がされて以降、当該見直しによる義肢装具士の質の向上等について検証することが必要と考えられる。

「はじめに」でも記載のとおり、国家資格として職種が定められて以降、義肢装具士を取り巻く環境も大きく変化している。今後もその時代の情勢や動向、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用等に伴い、義肢装具士に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目途として、新たな見直しの必要性についての検討を行う。

(1) カリキュラムとして定める総単位数

今回の見直しに当たっては、デジタル技術の飛躍的な進歩と実用化により、資格創設 当初よりも幅広い義肢、装具、福祉用具を活用しつつ患者に適切に対応できる実践的な 能力を身に付ける必要があったため、義肢装具士として必要な知識及び技能の修得のた めに指定規則で定める総単位数を7単位と大幅に追加することとなった。

今後の見直しにおいては、指定規則で定める教育総単位数を増やすことを主軸とするのではなく、義肢装具士として活躍する上で教授することが必要な知識及び技能であるかを吟味するとともに、教育の質を向上させる対策を検討してまいりたい。

(2) 臨床実習の実施体制

安心安全を前提とした臨床実習とするため実施時間に上限を設けたが、義肢装具士特 有の業務形態のなかで如何に実施していくかが課題となっている。

公益社団法人日本義肢装具士協会と日本義肢装具教育者連絡協議会には、義肢装具・福祉用具関連施設とのより効率的かつ効果的な連携が取れるよう各養成所と協力を行い実施に努めていただきたい。

(3) 臨床実習の中で実施する教育内容

義肢装具士としての適切な患者対応と実践的な能力を身に付ける目的として臨床実習の質をより高めるためには、義肢、装具、福祉用具それぞれの経験が得られるよう、 臨床実習を複数の義肢装具・福祉用具関連施設において行うことが望ましい。

しかしながら、各養成所が臨床実習施設を増やすためには時間がかかるため、今回の見直しにおいては実情を鑑みて、指導の実施形態の見直しとともに臨床実践能力やコミュニケーション能力等を高めることを優先することとし、複数施設で義肢、装具、福祉用具それぞれについて臨床実習を行うかについては今後の検討が必要な事項と考えられる。

医療技術の進歩とデジタル技術の更なる実用化等により学生が経験·修得すべき範囲 は次回見直し時において多様化していることが推察される。

このため、公益社団法人日本義肢装具士協会と日本義肢装具教育者連絡協議会には、

今後の医療技術の進歩等の動向をとらえることができるよう継続的に調査を行い、その 結果を基に臨床実習の中で実施すべき教育内容の検討に取り組んでいただきたい。

他方で、臨床実習の中で実施する教育内容や経験すべき具体的な行為は、複数の臨床 実習施設との間で学生の受け入れの調整を求められることが想定される。

公益社団法人日本義肢装具士協会と日本義肢装具教育者連絡協議会には、今後、学生が必要な経験を臨床実習の中で受けることができるよう、臨床実習施設における学生受入れの実態と実施する専門分野の状況を把握するとともに、学生と臨床実習施設の調整ができる仕組みを確立していただきたい。

(4) 臨床実習指導者の要件

義肢装具士として実習指導者となるものは、臨床実習指導者講習会の修了者であることが望ましいが、整備にあたり潤沢な時間が必要になることから、次回見直し時に必須要件とするための段階的取組みとして、今回は推奨要件に留めてこととした。将来的には、全ての臨床実習施設において質が担保された実習指導者による指導が実施されるよう、早いうちから積極的に臨床実習施設において本講習の受講に取り組むことが望まれる。

公益社団法人日本義肢装具士協会と日本義肢装具教育者連絡協議会には、次回見直し時において、福祉用具分野の指導者と同様に義肢装具士においても本講習の受講を必須項目とすることを前提として念頭に置き、実現に向けた手厚いサポートを実施いただきたい。

第7 おわりに

本報告の内容は、義肢装具士の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手されることを期待する。

義肢装具士になるためには、養成所において義肢装具士に関する知識及び技能を修得し、 国家試験に合格する必要がある。

しかしながら、養成所においては、国家試験に合格することのみに重点を置くのではなく、 将来の義肢装具士として活躍できる人材の養成に重点を置き、それぞれ特色のある教育を行 うことを期待する。

(参 考)

義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会構成員名簿

浅見 豊子 佐賀大学医学部附属病院リハビリテーション科 診療教授

○ 江頭 正人 東京大学大学院医学系研究科医学教育国際研究センター

医学教育学部門 教授

緒方 直史 帝京大学医学部 リハビリテーション科 教授

義肢装具士国家試験委員長

神村 裕子 日本医師会常任理事

中川 三吉 日本聴能言語福祉学院 義肢装具学科 教務主任

二宮 誠 株式会社長崎かなえ 代表取締役社長

日本義肢協会 常務理事

野坂 利也 北海道科学大学保健医療学部義肢装具学科 教授

日本義肢装具士協会 会長

早川 康之 北海道科学大学保健医療学部義肢装具学科 教授

日本義肢装具教育者連絡協議会 会長

※○は座長 (五十音順、敬称略)

義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会開催状況

第1回 令和3年 9月 1日 義肢装具士教育見直しの背景と検討会の方向性について

第2回 10月27日 第1回改善検討会の主な意見と事務局提案について

第3回 12月1日 検討会とりまとめ報告書(案)について

法第 14 条 法第 14 条 法第 14 条 第1号単 第2号単 第3号単 教育内容 位数 位数 位数 金礎分野 科学的思考の基盤 14 人間と生活 人体の構造と機能及び心身の発 13 10 10 達 尃 疾病と障害の成り立ち及び回復 菛 7 9 7 基 過程の促進 礎 分野 保健医療福祉とリハビリテーシ 4 4 4 ョンの理念 義肢装具領域における工学 10 8 基礎義肢装具学 17 17 9 義肢学 8 8 4 専 門分野 7 装具学 12

別表第1 教育内容及び単位数

備考

$1\sim2$ (略)

福祉用具学

合

計

臨床実習

3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合に おいて、法第14条第1号では臨床実習10単位以上及び臨床実習以外の教育 内容 90 単位以上(うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 36 単位以上及 び専門分野 40 単位以上)、法第14条第2号では臨床実習10単位以上及び臨 床実習以外の教育内容 69 単位以上(うち専門基礎分野 29 単位以上及び専門 分野 40 単位以上)、法第14 条第3号では臨床実習9単位以上及び臨床実習 以外の教育内容 43 単位以上(うち専門基礎分野 21 単位以上及び専門分野 22 単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことが できる。

3

10

100

12

3

10

79

2

9

52

- 4 臨床実習の単位数には、義肢装具関連施設で行う実習4単位以上を含むも のとする。
- 5 義肢装具関連施設で行う実習の単位数には、医療提供施設で行う実習1単 位以上を含むものとする。
- 6 臨床実習においては、指導者による医療提供施設で行う実習の講評を含む こととする。

別表1 教育内容と教育目標

	がない 教育的古と	大 F	法第 14 条	法第 14 条	
	教育内容	第1号	第2号	第3号	教育目標
	我自己在	単位数	単位数	単位数	狄月口 1/∞
		- 平位数	平位数 /	平位数 /	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由
基礎分野	利益的田老の甘穀				
	科学的思考の基盤	14			で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理及
	人間と生活				び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。国際化及
			/	/	び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人体の構造と機能及び心身	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理
	の発達				解できるようにする。
	疾病と障害の成り立ち及び 回復過程の促進			7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程
専		9	7		に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を
専門基礎分野					養う。
皧 分	保健医療福祉とリハビリテ				国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテー
野	ーションの理念	4	4	4	ション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たす
	フョンの理心				べき役割及び福祉用具について学ぶ。
	美叶牡目符号与补贴工工员	10	C		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の
	義肢装具領域における工学 10	10	8		研究開発に応用できる能力を養う。
	基礎義肢装具学	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢
					装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的
					│ │能力を養う。義肢装具製作施設の見学を通じて義肢装 │
					具士の業務について理解する。
					義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、
	 義肢学	8	8	4	│ │適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能 │
					一
					装具の適応となる疾病及び障害について理解し、装
専	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	12	12	7	着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知
専門分野				ĺ	識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
野					車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について
	福祉用具学	3	3	2	採寸、製作、適合、評価に必要な知識を習得し、また、
					珠り、表に、過日、計画に必要な知識を目付し、よた、 ロボット支援機器に関する必要な知識を習得し、問題
					解決能力を養う。
					義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医
	臨床実習	10	10	9	療・福祉における義肢装具及び福祉用具の重要性を理
					解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チ
			_	_	一ム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	合計	100	79	52	

別表2 教育上必要な機械器具、標本及び模型

機械器具

機械器具	\u =
品 目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15 人で 1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材(CAD ソフトを含む。)	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	1
プラスチックカッター	10人で1
電動ドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15 人で 1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10 人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オーブン	10 人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1
計測用機器·工具	2人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1
作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式
三次元動作解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上
電動車椅子	1
座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など)	3種以上

別添2 義肢装具士養成所指導ガイドライン

歩行器	1
デジタル機器(3D スキャナー、3DCAD、3D プリンター等)	一式
福祉用具(移動機器)	1
福祉用具(家具・建具、建築設備)	1
福祉用具(コミュニケーション関連用具)	1

(注)各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用する ことができる。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髄横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

第1 趣旨

本指針は、ガイドラインに規定する指導者講習会の形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって臨床実習指導者(以下「実習指導者」という。)の資質の向上及び臨床実習を行う病院・施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 指導者講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
 - ※ 指導者講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する 者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験5年以上の義肢装具士又は福祉用具専門分野における実務経験が 5年以上の者

4. 指導者講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる 要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。

- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①~④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 義肢装具士養成所における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 実習指導者の在り方(ハラスメント防止を含む)
- ⑤ 実習指導者及びプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第3 指導者講習会の開催手続き

- (1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、 確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は指導者講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。なお、修了証書は参加者の氏名、指導者講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。
- (3)提出された修了証書については、医政局長印を押印した上で主催者に返却するものであること。指導者講習会に参加しなかった者及び指導者講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。また、指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証書を同課に提出すること。
 - ① 指導者講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の 氏名及び人数
 - ⑥ 指導者講習会の目標

別添3 臨床実習指導者講習会の開催指針

- ① 指導者講習会の進行表(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割)
- ⑧ 指導者講習会の概要 (グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)